

職員紹介手当及び継続雇用紹介手当について

1、紹介した職員への「紹介手当」の支給について

当法人に医師、看護師、介護の有資格者を紹介した職員に対し支給する。

2、紹介手当対応職種

医師、薬剤師、看護師、介護の有資格者（介護福祉士・初任者研修修了者・実務者研修、1，2級ヘルパー、ケアマネ）。

3、支給金額

- ① 医師、薬剤師 ー100,000 円 ②それ以外の職種ー50,000 円
- ③ 介護職（無資格者） 正職員 10,000 円 パート 5,000 円

4、手順

①職員紹介手当

- 1) 紹介したい職員がいる場合、規定の書式を作成し総務部長へ送る。
- 2) 総務部長、介護部長、事務長、総師長は面談などの採用試験を実施し、常勤理事会で採用を確定する。
- 3) 紹介された職員（【正職員パート職員問わず】が法人の事業所に継続して勤務し正式採用になった時点（入職後3カ月以上で試用期間から正式採用となった）で紹介者は規定の書式で総務部長、介護部長へ申請を行う。
- 4) 総務部長、介護部長が申請を承認し、専務理事の承認後に総務部は紹介者へ紹介手当を支給する。（医師 10 万円、その他 5 万円、無資格 1 万円 0.5 万円）

②継続雇用紹介手当

- 1) 紹介された職員が入職して1年間継続して勤務した場合は、紹介者は規定の書式で総務部長、介護部長へ申請を行う。
- 2) 総務部長、介護部長が申請を承認し、専務理事の承認後に総務部は紹介者へ紹介手当を支給する。（医師 10 万円、その他 5 万円、無資格 1 万円 0.5 万円）

5、期間

- ①2022年3月1日採用から適用することとします。 遡及しないこととする。
- ②当面、充足する時点まで継続することとします。

6. 備考

- ①介護のみ新卒にも適用する。
- ②介護の原資は処遇改善加算からとする。

